

平成 27 年 7 月 16 日

「ロータリー特別月間について」・「ロータリーの行動規範」第 5 項目削除について
地区カンセラーの大之木パストガバナークメントを参考にしています。

ロータリーの行事についてみますと毎月のように特別月間が指定されています。はじめは、これに年間、数ヶ月が当てられていましたが最近ではほとんど毎月が特別月間に指定されています。そこでこうした月間は何時、誰が決めたのかとよく質問されますがこれは国際ロータリー理事会が指定したもののなのです。その目的はクラブだけでなくロータリー1人ひとりがロータリー活動に参加することを強調するために設けられたものです。3年に1度開かれる規定審議会はロータリーの管理運営プログラムの貴重な部分で各ロータリークラブが組織の運営に関して発言する機会が与えられています。

また、RI 理事会は年 4 回開催され国際ロータリーの方針が決定されますがその一環として特別月間の指定がなされるわけです。

2014 年 10 月の RI 理事会において 2015 年 7 月以降の特別月間の重点分野が「ロータリー財団・未来の夢計画」を強調するものに変更することが決定しました。

特別月間が変更された理由 DLP(地区リーダーシッププラン) CLP(クラブリーダーシッププラン) 及び、戦略計画を推進してクラブの強化を図る。RI と世界各地のロータリークラブにおける奉仕への関心と活動を 6 つの重点分野

- ① 平和と紛争予防/紛争解決
- ② 疾病予防と治療
- ③ 水と衛生設備
- ④ 母子の健康
- ⑤ 基本的教育と識字率向上
- ⑥ 経済と地域社会の発展

に集約して使命の遂行をはかりロータリー財団の両者が共に目指す目的は、世界理解、親善、平和の達成である。

これまで RI 中心の発想による特別月間であったものを新たにロータリー財団の発想に軸足を置いてロータリー運動に対するより広範な視点への移行を促がしもって多面的にロータリー活動を展開する意図に依るものと思われる。

「ロータリーの行動規範」の第 5 項目の削除について

「ロータリーの行動規範」のルーツは「ロータリーの道徳律」から始まり 2014 年 1 月迄の「ロータリーの行動規範」に至る迄は一貫して事業や職業において如何なる特典もロータリーに求めないということに対し今回コンクリート的大転換が行われようとしています。

2014 年 10 月、元ビクトリア RI 会長エルトが会員特典プログラムを提案し理事会はこれを承認した。このプログラムを遂行する上で現行諸規定において矛盾する部分が少なからずあり整合性を図る必要上これらの文章の削除が行われたが第 5 項目もその内の 1 つとして削除されるに至った。

会員特典プログラム、このプログラムは世界各地で定評のあるサービス、施設、組織から割引や特典をロータリーは受けることができるとしたもので参加を希望するロータリーにはバーチャルメンバーカードが提供される。これをもって会員増強の潜在的な手段として展開していくことや現会員をより惹きつけ企業パートナーに恩恵をもたらすようにするとの意図もある。

他クラブのローター情報で、ローターは1905年の物質的、相互扶助の世界にもどり、「He profits most who serves best」という高邁な職業奉仕理念はアーサー・フレデリック・シルトンと共にともに消え去ろうとしているのです…。

先週クラブ協議会の中で福田信二ローター情報委員長もこの件については、論議されるだろうとのお話でした。

「ローター特別月間」と「ローターの行動規範」第5項目削除についてお話をしました。